

農地法第3条の許可申請について

- 1 内 容 農地を耕作目的で権利の設定、移転をする場合に行う申請です。
なお、譲受人は申請地を含めて経営面積が50a以上となることや年間150日以上耕作していることなどが要件となっています。
- 2 申請受付 毎月10日締切（土日祝祭日の場合は翌開庁日）
- 3 申請書 1部（農地法第3条の規定による許可申請書）
- 4 添付書類 以下のとおり（証明書類は申請前3カ月以内の原本とする）

（準備の際、口欄に✓してご確認ください。）

基本添付書類		
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 原本	…全部事項証明書に限る ^{注1)} 注2)	法務局
譲受人が市外の者の場合		
<input type="checkbox"/> 住民票謄本		
<input type="checkbox"/> 耕作証明書	…住所地の農業委員会が発行したもの	
<input type="checkbox"/> 農地等利用計画書	…様式が必要な場合は窓口に申し出てください。	
<input type="checkbox"/> 通作図	…自宅（営農の拠点）から申請地までの経路を示した地図	
譲渡人が市外の者の場合		
<input type="checkbox"/> 住民票抄本		
譲受人が法人の場合		
<input type="checkbox"/> 全部事項証明書（謄本）	…履歴事項証明書	法務局
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の写し		
<input type="checkbox"/> 農地賃貸借契約書の写し	…賃貸借契約の場合、農業生産法人以外の法人は要提出。様式有	
<input type="checkbox"/> 事業等の状況	…農業生産法人用、農業生産法人以外の法人用の様式があります。	
<input type="checkbox"/> 組合員名簿又は株主名簿の写し	…農業生産法人のみ	
譲受人が新規就農者の場合		
<input type="checkbox"/> 農地等利用計画書	…様式が必要な場合は窓口に申し出てください。	
代理人が申請する場合		
<input type="checkbox"/> 委任状	…第三者のほか譲渡人（貸人）、譲受人（借人）いずれかが1人で申請する場合も必要	
一括贈与の場合（納税猶予制度）		
<input type="checkbox"/> 戸籍抄本	…譲受人の戸籍抄本等（後継者であることがわかるもの）	市民課
<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書	…対象農地が記載されていること	税務課
その他個別内容に応じて添付		
<input type="checkbox"/> 農業委員会が必要に応じて求めるもの		

注1) 登記事項証明書に記載されている住所と現住所と異なる場合は、戸籍附票または改正原戸籍等を添付

注2) 登記名義人が死亡している場合、相続関係が確認できる書面を添付

- 5 申請～許可のスケジュール
毎月10日までに申請された案件は、農業委員会（毎月25日頃開催）で審議されます。
許可となった案件については、許可書を交付する旨をお知らせしますので、窓口で許可書の交付を受けてください。
- 6 お願い 申請書提出後、その旨を担当農業委員へご連絡ください。